

羽村市における新型コロナウイルス感染症の取組について

1 新型コロナウイルス感染症の市の感染状況等について（報告）

○市内の感染状況まとめ



令和5年5月分は5月9日発表分までの人数です。

令和4年9月26日からは、全数届出の見直しに伴い、以下の方のみ届出の対象となりました。

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 重症化リスクがあり、治療薬の投与または新たに酸素投与が必要な方
- 妊婦

○市の新型コロナワクチン接種実績について

東京都発表の都内区市町村別接種率（5月7日時点）

12歳以上3回目接種率 全国 75.1%、東京都 73.7%、羽村市 76.7%

65歳以上3回目接種率 全国 91.3%、東京都 90.5%、羽村市 91.8%

12歳以上オミクロン株接種率 全国 49.6%、東京都 46.4%、羽村市 52.8%

65歳以上オミクロン株接種率 全国 76.2%、東京都 75.9%、羽村市 83.2%

2 新型コロナウイルス感染症に対する5月8日以降の対応について

○羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部について

羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画では、特措法の規定に基づき、緊急事態解除宣言（国・都対策本部廃止）が行われた時点で、市対策本部は廃止すると規定していることから、5月8日の国・東京都の対策本部廃止に合わせ、羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止することにしました。ただし、今後の感染状況の悪化などにより、必要に応じて「羽村市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催することとしました。

○今後の新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について

国は、特措法の対象外となるため基本的対応方針を廃止します。それに伴い東京都も、都民・事業者への要請協力依頼を終了するため、市においても基本的対応方針を終了することになりました。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症対策については、個人や事業者が状況に応じて自主的に判断できるよう、コロナの感染防止対策など感染症に関する情報を引き続き発信し、市民を守るために必要な支援体制や感染防止対策を実施することしました。

○5月8日以降も継続する主な事業について

企画部	
情報政策課	Web会議システムの運用 テレワークシステムの運用
総務部	
職員課	母性健康管理措置
市民部	
市民課	国民健康保険傷病手当金給付(～令和5年5月7日罹患者) 国民健康保険税減免(令和4年度減免について令和5年12月28日受付分まで)
福祉健康部	
高齢福祉介護課 障害福祉課	高齢者施設等PCR検査経費補助金 在宅支援業務委託料 PCR等検査実施委託料
高齢福祉介護課	介護保険料減免(令和5年3月資格取得者の令和4年度分保険料) 地域介護予防活動支援事業補助金
健康課	平日夜間急患センターでの感染症対策 新型コロナウイルスワクチン接種

○5月7日で廃止する主な事業について

企画部	
企画政策課	市民・企業向けの支援案内チラシの掲載・配布
総務部	
職員課	職員の新型コロナウイルスに感染した場合の休暇、在宅勤務、時差勤務等
産業環境部	
産業振興課	自宅療養者へ対する食料支援
福祉健康部	
健康課	市内新規感染者数の公表、パルスオキシメーターの配送
子ども家庭部	
子育て支援課	コロナ禍における保育施設利用ガイドラインの作成

※庁舎内や各施設に設置している検温機や消毒液、窓口の亚克力板の設置や撤去については、利用者等の年齢層などを考慮し、各課の判断に委ねることとしました。